

業 態 調 査（測量及び建設コンサルタント等業務委託）

（8桁又は10桁）

[illegible]

1 「測量業務」における「測量一般」、「地図の調整」及び「航空測量」を希望する方は、測量法第55条の登録がなければ希望することはできません。
2 「測量業務」における「測量一般」、「地図の調整」及び「航空測量」を希望する方は、誓約書(測量法第55条の13の規定によるもの)の写しを提出してください。
3 「建築関係建設コンサルタント業務」における「建築一般」を希望する方は、建築士法第23条の登録がなければ希望することはできません。
4 「補償関係コンサルタント業務」における「不動産鑑定」を希望する方は、不動産の鑑定評価に関する法律第22条による登録がなければ希望することはできません。
5 工事監理(建築)、工事監理(電気)及び工事監理(機械)については、自社の設計した事案以外の工事監理業務についても希望する場合、記載してください。